

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	朝来市地域協働の指針	
2. 意見等の募集期間	令和7年6月20日（金）～令和7年7月22日（火）	
3. 意見等の受付件数	12件	
4. 提出方法の内訳 【人（団体）数】	郵便 0人	ファクシミリ 0人
	電子メール 0人	持参 12人
実施機関（担当課等）コメント 貴重なご意見をいただきありがとうございました。 いただいたご意見を踏まえよりよい指針にしたいと考えておりますので、引き続きまちづくりに関するご理解とご協力をお願いします。（市民協働課）		
提出された意見等の概要 （類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
	1-① 朝来市地域協働の指針に対する意見募集にある1ページ目だけでも全戸配布や回覧などで周知しないとパブリックコメントにはならないと思う。 1-② 指針の内容について、市民全員の参画を求めるために簡潔に一目でわかるような資料や命題・役割を示す必要がある。（3行以上の内容は自主的にはあまり読まれない傾向にあると思います。） 2-① 市の職員以外にも地域から、ま	1-① 1-② パブリックコメントの手法について貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。また、策定した指針をより多くの市民に知っていただけるよう、概要版を作成する予定にしていますので、市民参画の重要性をわかりやすく示しながら市民全体に周知したいと考えています。 2-① 2-② 職員の責務については、朝来市自治基

ちづくりに参加する人が出てくるようになってほしい。現状自治協と市役所の境界線があいまいな地域もある。 2-② 地区によって地域担当職員の関わり方が様々。指針によってある程度平等化される動きがあってもよいのかなと思いました。 3 指針の内容と今の自治協の活動内容に乖離があるように思った。どれだけの若い人が注目してくれるか…と感じた。市職員だけではなく、地域の人も多く自治協に参加できたら理想だと思います。 4-① 行政は区をまとめる区役員について常時在宅者を基本として各種の会議設定や出役、各種要請をされていると思うが、多々良木区の現状からすれば3役共フルタイムで働く者であり、各隣保の組長も土日、夜間関係なくシフト制で勤務する者が多く居る。そのなかで行政区からの要請事項や区内の活性化事業をこなしていく事は非常に酷な状況である。又、現在は70歳まで働く方が殆どであり、今後の互	本条例第9条第2項で「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない」と定めていますので、引き続き職員向け研修を実施するなど市民とともに考え、行動し、率先してまちづくりに関わっていく職員の育成を進めます。 3 朝来市地域協働の指針は、朝来市の最高規範である朝来市自治基本条例を踏まえ地域協働を具体化するものです。各地域自治協議会は、この指針に基づいた取り組みを推進していただきたいと考えています。また、地域自治協議会の運営には地域内の誰もが希望に応じて参加することができますので、これまで以上に地域の方が参加しやすい仕組みづくりを進めたいと考えています。 4-① 4-② 少子高齢化を伴う人口減少は地域そのものを減退させつつあります。減退する地域コミュニティの存在に向けた担い手の確保はどの集落にも共通する課題であると認識しています。指針では、地域協働の在り方として、補完性の原則に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進の考え方を示しています。その中で公助（行政）の役割として、共助がうまく機能するように共助（ここでは区の活動）を支える必要があることを念頭に地域協働を推進することとしていま
---	--

助・共同活動はそのような現状を前提とした公助の在り方を考えていただきたい。 4-② 行政、地域、自治協も先細りする中で「自助・共助・公助」の住み分けは大切である。しかし、地域コミュニティが少子高齢化する中で「補完性の原則」が機能するか疑問である。 5-① 区及び自治協議会が拡大コミュニティ活性の非常に重要な組織であることは方針でも記載されている。ついては行政からの補助を大きく増強し、職員の待遇upと増員を図るべきかと思えます。しっかりとした報酬の上で新規採用や増員の基でなければ多世代が求める活動をしっかり進める事は難しいと思えます。 5-② 自治協に補助金の充実をお願いしたい。 5-③ 市から自治協に出る助成金をもう少し増やして下さい。 6-① 何かをする時にボランティアと言わずに何か考え、参加しやすい方法を考えるべき。 6-② 時代に合った交流の場の認定、案の創造	す。 5-① 5-② 5-③ 地域自治協議会の財源の在り方につきましては、「3. 地域自治協議会の役割と今後の在り方（2）体制・事務局の在り方」で役員選任の在り方や事務局の役割を示しています。また、人件費につきましては「（3）財源の在り方」で社会情勢や労働実態に合わせて運営できるように支援することとしています。 6-① 6-② 「3. 地域自治協議会の役割と今後の在り方」において、まちづくりに多様な人たちが関われる運営や誰でも参加できる仕組みづくりの重要性を示しています。こども、女性、若者、転入者などこれまでまちづくりとの接点が少
---	---

		ない傾向にあった人の視点や意見、参画が重要であると認識していますので、今後は多様な方が参画できる仕組みづくりや機会づくりを進めたいと考えています。
7	「個人情報」の言葉が邪魔をして横のつながりが希薄になった。	7 地域コミュニティ活動を進める上で、防災や福祉などの活動においては少なからず個人情報を取り扱うことが考えられますので、地域自治協議会や自治会においても引き続き個人情報保護法等関係法令を遵守しながら取り扱っていただきたいと考えています。
8	市からの連絡などカタカナ言葉が多くなり、理解ができない人が多くなった感がある。	8 地域コミュニティへの市役所の支援体制として、庁内横断連携体制を構築することとしています。いただいた意見につきましても今後構築する庁内横断連携の中で各部署と情報を共有したいと考えています。
9-①	自治協に求められるのは「代表制」「透明性」「開放性」ではあるが、公金を扱う上では「正統性の確保」も重要な要素である。	9-① 9-② 地域自治協議会に求められる要件として「地域代表制」「民主制・透明性」「開放性」「地域まちづくり計画の策定」があります。地域自治協議会は、朝来市自治基本条例の理念である「市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちをつくっていく」を具体化した仕組みであり、自律した自治体を構築するための住民自治を充実強化させる仕組みでもあります。
9-②	多くの自治協が「部会制」を採用しているが、部会員の高齢化等により統廃合があると聞く。 「課題別・分野別」の組織構成の意義もふまえつつ「地域代表制」の意義も強調したい。	「正統性の確保」につきましては、「5. 指針の周知、活用、見直しに向けた取組」において地域自治包括交付金を適正かつ効果的に取り扱っている

		かを確認し、改善する必要があるれば改善を進めることとしています。 また、部会の在り方につきましては、「３．地域自治協議会の役割と今後の在り方」「（５）多様な地域住民と人材の参画に向けた体制や取り組み」において、部会活動に参加しやすい環境の確保を求めています。
10	行政と自治協そして区長との係りについて。今、補助金に関する事等は自治協を通す事に成って居ます。と、言う事は行政からのそれらの通達等は全て自治協に降りてくる事に成ります。しかしその他例えば区長会の会費支払とか区長会の出欠の案内とかは行政から区長です。自治協を通すものと区長直接通達するものの区分けはどのようにされているのか。	10 地域自治協議会から各区に助成している補助金関係については、それぞれの地域自治協議会で申請等の手続きをしていただくことになります。区長会の会費や会議の出欠につきましては、各町区長会が事務を取り扱っていますので各町区長会が取りまとめをしています。現状はそれぞれ取り扱う事務局が異なっていますが、今後は「市として検討すべき事項」として取り扱いたいと考えています。
11	定年70歳時代を迎えて市内の区長の方々も現役で仕事をされている方も多くいらっしゃいます。行政との相談や返事等平日の日中に行う事には限度があります。そこで、行政からの全ての通達や報告、伝達事項を自治協を通したらどうか、自治協なら土日の開所が毎週は無理でも隔週なら可能でしょうし、自治協でメールやラインを使ってまとめて処理出来る事柄も多く有る様に思われる。遣りたくてやっている区長ばかりではないの	11 行政から区への依頼事項については、「市として検討すべき事項」とであると認識しています。今後は可能な限り事務の簡素化を図るなど負担軽減につながる検討を進めます。 また、地域コミュニティ活動への参画者を増やすことにより地位の人材発掘につなげたいと考えています。区と地域自治協議会との関係性につきましても引き続き整理したいと考えています。

	です。そうやって仕事を持ちながらの区長の負担を軽減して行く。地域の温度差はあると思いますが行政の指導の下、地区の人材を発掘し皆で作りに上げて行く事で活性化を促し絆を深める事に成る。当然現区長の手当は半額にしてその分を自治協職員に当てる。旧来より続く何でも区長の図式から脱却しませんか。	
--	---	--